

## 安全衛生推進者養成講習

## 開催のご案内

青森労働局長登録講習機関  
登録番号第3号安全衛生  
推進者  
養成講習

## 受講対象者

安全衛生業務に従事し、  
養成講習を受講していない方。  
これから安全衛生業務を担当し、  
将来安全衛生推進者になる方。

<https://www.hiroroki.jp/seminar.html>

※予約申込みも可能です。但し、締切日までに受講料の振込がない場合、申込みが無効(取消)となりますので、十分注意して下さい。  
※FAXでの申込みもできますのでその際は、締切日までに受講料を振り込んでいただき、受講申込書の原本を講習当日に持参して下さい。  
※申込み後の取消しは締切日までにご連絡のあった場合に限り受講料をお返し致します。  
※申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由がありましても受講料の返金は致しませんので、あらかじめご了承下さい。しかし、新型コロナウイルス感染拡大等により当協会の都合で中止となった場合は、受講料をお返しいたします。受講料以外につきましては、各自ご負担いただきますようお願いいたします。

申込先、連絡先

実施機関

(一社)弘前地区労働基準協会

〒036-8081  
弘前市大字福田字福岡10  
電話：0172-26-0663  
FAX：0172-29-1226

## 安全衛生推進者選任対象事業場

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場で、次に掲げる業種が対象となります。(労働安全衛生法第12条の2により、選任が義務づけられています。)  
※支店、営業所、工場、建設現場等の事業場単位での選任が必要です。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、燃料小売業、旅館業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器等小売業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※上記以外の業種の事業場については、「衛生推進者」の選任が必要となります。

なお、安衛法施行令第2条第3号に掲げる事業場(小売業、社会福祉施設、飲食店)で、常時10人以上の労働者を使用する事業場にあつては「安全推進者」を配置することが望ましいとするガイドラインが平成26年3月に策定されましたので、「安全推進者」の資格要件であります本講習を受講されることをおすすめいたします。

## 1. 開催日時

令和5年 4月 5日(水) 9:00~17:10  
6日(木) 8:45~11:50

## 2. 講習会場

サンライフ弘前 2階集会室 弘前市豊田一丁目8-1

## 3. 受講料金 1名

	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	合計
	11,000 円	1,430 円	12,430 円
※免除有り	8,800 円	1,430 円	10,230 円

※免除有りの方は下記、資格所持者

「安全管理者選任時研修修了者」「第1・2種衛生管理者」

※受講申込書の裏面に、資格を証する書面のコピーを添付して下さい。  
(免除科目は、受講票に記載しております。)

## 4. 申込み方法

「受講申込書」に必要事項をご記入の上、持参または郵送にてお申込み下さい。

## 5. 受講料支払い方法

受講料は申込締切日までに下記銀行に振り込みをお願いします。  
(振込手数料は、ご負担願います。)当協会へ持参してもかまいません。

青森銀行 津軽和徳支店 普通 口座番号 103406  
口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会

## 6. 申込締切日

令和5年3月29日(水) ※定員に達し次第、受付を終了致します。

## 7. その他

講習修了者には修了証を交付いたします。  
遅刻、欠席、早退等の場合は修了証の交付はできません。